

## 社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会 高齢者等買い物支援事業実施要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、斑鳩町内の高齢者や障害者等(以下「高齢者等」という。)に対し、斑鳩町社会福祉協議会(以下「本会」という。)が所有する車輛により移動手段を提供し、利用者の乗り合わせにより町内の店舗までの送迎を行うことで、生活の利便性を図り、在宅での自立した生活を支援することを目的とする。
- 2 本事業の開始にあたっては、試行的な運用期間を設けるものとする。

(利用対象者)

- 第2条 本事業の利用対象者は、斑鳩町内に住所を有し、単独で車輛への昇降及び買い物が可能な者であり、他の利用者と乗り合わせであることを了承し、かつ次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 60歳以上の高齢者
  - (2) 障害者
  - (3) 会長が特に必要と認める者

(利用登録の申請)

- 第3条 本事業を利用しようとする者は、事前に高齢者等買い物支援事業利用者登録申請書兼誓約書(様式第1号)を、会長に申請するものとする。
- 2 会長は、本事業における利用者登録台帳を備え、前項の申請を受けた場合、前条における利用の要件等の確認を行うとともに、利用が適当であると認める者について、利用登録者台帳に登録を行うものとする。

(利用登録の抹消等)

- 第4条 会長は、利用登録者台帳に登録された者(以下「利用登録者」という。)が、次の各号のいずれかの要件に該当した場合には、利用登録の抹消又は本事業の利用を停止することができる。
- (1) 第2条の利用対象者の要件に該当しなくなった場合
  - (2) 社会福祉施設、老人福祉施設等に入所、又は病院に入院した場合
  - (3) 暴力団への関与又は暴力団員等に該当することが判明した場合
  - (4) 本事業を買い物支援以外の目的で利用していることが判明した場合
  - (5) その他会長が適当でないと認めた場合

(利用の予約)

- 第5条 利用登録者は、本事業の利用に際し、事業実施日の1カ月前から10日前までに本会に対して、利用の予約を行うものとする。
- 2 利用予約は、本会の事務所の開所時間において受付を行うものとする。
  - 3 利用予約の方法は、原則として電話によるものとする。

(利用の制限)

第6条 本事業の実施において、次の各号のとおり、利用の制限を付するものとする。

- (1) 送迎場所は、利用登録時において本会と利用登録者が協議により決定した場所とする。
- (2) 利用回数は、利用登録者ひとりあたり、ひと月4回を上限とする。
- (3) 事業実施日に複数の利用者がある場合は、送迎場所を巡回し、乗り合わせにより、店舗まで運行することとする。また、店舗での買い物後の送迎についても、同様に乗り合わせによるものとする。

(利用料)

第7条 本事業における利用料は無料とする。

(損害責任)

第8条 本事業において車輛の運行中に、不測の事態が発生し、利用者等に損害賠償等が生じた場合は、本会が加入する保険の範囲内で責任を負うものとする。ただし、運行中以外の転倒事故等の責任は負わないものとする。

(事業実施日等)

第9条 本事業の事業実施日及び運行範囲は、会長が別に定める。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年3月1日から施行する。
- 2 この事業の試行的な運用期間及び、本格的な運用開始日は会長が別に定める。

第1号様式(第3条関係)

社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会  
高齢者等買い物支援事業利用者登録申請書兼誓約書

年 月 日

社会福祉法人  
斑鳩町社会福祉協議会  
会長 中西 和夫 様

(申請者)

住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

次のとおり、高齢者等買い物支援事業の利用者登録の申請をします。  
また、本事業の利用にあたり、裏面のとおりに誓約するとともに、確認をしました。

住 所	同 上	ふりがな	
		氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生( 歳)		
自 宅 電 話			
携 帯 電 話			
送迎希望場所	※他の利用登録者や車輛が進入、停車できない状況により、希望される場所から送迎場所が変更となる場合があります。		
同 居 家 族	<input type="checkbox"/> なし ・ <input type="checkbox"/> あり( <input type="checkbox"/> 高齢者のみ ・ <input type="checkbox"/> 高齢者以外も同居 )		
要介護認定等	<input type="checkbox"/> なし ・ <input type="checkbox"/> あり( <input type="checkbox"/> 要支援( ) ・ <input type="checkbox"/> 要介護( ) )		
障 害 者 手 帳	<input type="checkbox"/> なし ・ <input type="checkbox"/> あり( <input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 療育 <input type="checkbox"/> 精神 等級( ) )		
車輛への乗降	<input type="checkbox"/> ひとりでできる。 ・ <input type="checkbox"/> ひとりではできない。 ※車輛はワンボックスカーを使用することもあります。		
買 い 物	<input type="checkbox"/> ひとりでできる。 ・ <input type="checkbox"/> ひとりではできない。		

(裏面有)

#### 誓約内容

- 車への乗降に際し、身体的な介助は必要なく、ひとりで行うことができます。
- 買い物に際し、付き添いは必要なく、ひとりで選品や支払いを行うことができます。
- 本事業の目的を理解し、買い物以外の用途では利用しません。
- 送迎場所については、当初の利用登録から変更する場合があります、その場合は社協の指示に従います。
- 本事業は同一利用日に複数の利用者がある場合は、他の利用者と乗り合わせを行う前提であることを理解し、当日の送迎を含む運行ルート等については、本会の職員に一任します。

#### 確認内容

- この事業は、状況によっては、年度末あるいは年度途中において、事業が中止、中断、実施内容が変更となる場合があります。
- 利用に際しては、利用希望日の1ヵ月前から10日前までに事前に電話で予約ください。
- 事業の実施日時や行き先は本会が定めるところによります。
- 利用回数は、ひと月に4回を上限とします。
- 利用日当日は午後2時に、決められた送迎場所にご参集ください。当日、乗り合わせを行う場合は、町内を巡回しての送迎になりますので、車輛の到着まで時間がかかることがあります。また、車輛が到着時に、送迎場所に不在の場合は、待機せず、次の目的地に向けて運行する場合があります。
- 運転している職員は、車輛への乗降の介助や買い物の付添いは行いません。
- 本事業の利用できるのは、利用登録者のみであり、本人への付添人や介助者(ヘルパー等)は乗車できません。
- 本会は、利用者が、この事業の利用者要件に該当しないと認められる場合は、利用者登録台帳からの抹消又は利用を停止する場合があります。
- 本事業における車輛の運行中に、不測の事態が発生し、損害賠償等が生じた場合は、本会が加入する保険の範囲内で責任を負います。ただし、運行中以外の転倒事故等においては、責任を負いません。

#### ※社協記入欄

利用者登録	<input type="checkbox"/> 登録する。 ・ <input type="checkbox"/> 登録しない。
送迎場所	※別紙地図、見取図を貼付